平成28年6月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

L 岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年 2 岡市条例第59号)新旧対照表		
現 行	改正後(案)	
(契約の種類)	(契約の種類)	
第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるも	第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるも	
のとする。	のとする。	
(1) 事務用機器及び通信機器(付随する機器及びシステムを含	(1) 事務用機器及び通信機器(付随する機器及びシステムを含	
む。)の借入れ及び保守に関する契約	む。)の借入れ及び保守に関する契約	
(2) 情報処理機器(付随する機器及びシステムを含む。)の借入	(2) 情報処理機器(付随する機器及びシステムを含む。)の借入	
れ及び保守に関する契約	れ及び保守に関する契約	
(3) 公用車両の借入れに関する契約	(3) 公用車両の借入れに関する契約	
(4) 庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託	(4) 庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託	
に関する契約	に関する契約	
(5) 給食業務の委託に関する契約	(5) 給食業務の委託に関する契約	
(6) 徴収又は収納に係る事務の委託に関する契約	(6) 徴収又は収納に係る事務の委託に関する契約	
(7) 広報紙その他定期刊行物の作成又は印刷の請負に関する契約	(7) 広報紙その他定期刊行物の作成又は印刷の請負に関する契約	
(8) 医療に係る事務の委託、物品の借入れ及び機器の保守管理に	(8) 医療に係る事務の委託、物品の借入れ及び機器の保守管理に	
関する契約	関する契約	
	(9) ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約	

亀岡市市民プール条例(平成9年亀岡市条例第37号)新旧対照表

現	行		改工	E 後 (案)
(名称及び位置)			(名称及び位置)	
第2条 市民プールの名称及び信	立置は、次のとおりとする。	第	第2条 市民プールの名称及び位	立置は、次のとおりとする。
名 称	位 置		名 称	位置
(1) 亀岡市東部市民プール	亀岡市篠町野条イカノ辻南68番地		(1) 亀岡市東部市民プール	亀岡市篠町野条イカノ辻南68番地
(2) 亀岡市犬甘野市民プール	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下6番地		(2) 亀岡市川東市民プール	亀岡市馬路町小米田44番地の1
(3) 亀岡市川東市民プール	亀岡市馬路町小米田44番地の1			

現 行

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第38条、第44条、第44条の2 若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項に おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条 第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除 く。)、第51条の7、第63条_____、第78条第2項、第92 条第1項若しくは第2項、第96条第2項、第99条、第115条第1項又は 第121条第3項に規定する納期限後に、その税金を納付し、又は納入 金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以 下第1号及び第2号 において同じ。)の翌日から納付又は納 入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲 げる税額の区分に応じ、当該各号 に掲げる期間

ト)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

については、年7.3パーセン

- (1) (略)
- (2) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又 は第19項の規定による申告書に限る。)、第92条第1項

改 正 後(案)

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第38条、第44条、第44条の2 若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項に おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条 第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除 く。) 、第51条の7、第63条、第76条の6第1項、第78条第2項、第92 条第1項若しくは第2項、第96条第2項、第99条、第115条第1項又は 第121条第3項に規定する納期限後に、その税金を納付し、又は納入 金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以 下第1号、第2号及び第5号において同じ。) の翌日から納付又は納 入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲 げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第 5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセン ト) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納 付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V)

(1) (略)

(2)

第76条の6第1項の申告

若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告 書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

- (3) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告 書を除く。)、第92条第1項 若しくは 第2項の申告書又は第115条第1項の申告書で、その提出期限後に 提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) (略)

(法人税割の税率)

第33条の2 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれら に係る延滞金の徴収)

- 第41条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について、所 第41条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について、所 得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所 得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認め た場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第 35条の2の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除く ほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額 のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下次項 にお **)** いて「不足税額」と総称する。)を追徴する。
- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納

書、第92条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告 書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第76条の6第1項の申告書、第92条第1項若しくは 第2項の申告書又は第115条第1項の申告書で、その提出期限後に 提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日 の翌日から1月を経過する日までの期間

- (4) (略)
- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又 は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げ るものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過 する日
- (6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告 書を除く。) でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該 提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(法人税割の税率)

第33条の2 法人税割の税率は、100分の8.4 とする。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれら に係る延滞金の徴収)

- 得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所 得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認め た場合には 、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第 35条の2の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除く ほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額 のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下この条にお いて「不足税額」という。)を追徴する。

- 期の数で除して得た額に第38条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項_____において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により 所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、 当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について 更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納 税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除 く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不 正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の 納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定 があった後にされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定 があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに 基因して、第38条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定 によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1 年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通 知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除す る。
- 期の数で除して得た額に第38条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第38条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更

(法人の市民税の申告納付)

第46条 (略)

- 2 (略)
- 3 法第321条の8第22項の申告書 (同条第21項の規定による) 申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する 場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第 19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期 限とする。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税 額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の 適用がある場合で 当該申告書がその提出期限前に提出され たときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22 号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又 4 は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期 限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1

した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に 達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同 じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に 掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金 の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第38条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更し た税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発 せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合 には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増 額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日 までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第46条 (略)

(略)

- |3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による 申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する 場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第 19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期 限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税 額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の 適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出され たときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22 号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期 限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1 年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したとき 年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したとき

は、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で 当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- は、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった 日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合に は、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの 期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求 に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場 合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくもの に限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をし

- (略)
- (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 (略)

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 | 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人 税割に係る不足税額についても 同条第1項、第2項又は第4項の 納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、 その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加 算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による┃3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による 更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に 提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経 過する日後であるときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を 免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をし た日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若 しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書 提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人と の間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号 の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正 申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこ

た日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正 申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用があ る場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

- (略)
- (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 (略)

- 項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人 税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項 の納期限とし 、納期限の延長があった場合には、 その延長された納期限とする。) の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加 算して納付しなければならない。
- 更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に 提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経 過する日後であるときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を 免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をし た日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若 しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を 提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人と の間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号 の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正 申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこ

)による更正に係るものにあって は、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは 決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期 間から控除する。

と。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあって は、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは 決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期 間から控除する。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以 下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき (当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項 又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」 という。) が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により 納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下 この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申 告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により 納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当す る税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)に ついては、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を 免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の 5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった 日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合に は、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの 期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求 に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場 合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくもの に限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をし た日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正 申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(軽自動車税の納税義務者)

第75条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車 | 第75条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の

(軽自動車税の納税義務者)

及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」と いう。) に対し、その所有者に課する。

- の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収について は、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税 を課することができない者である場合においては
 - 、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するも のについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税 の範囲)

第75条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本 来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車 税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

- 第76条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を 課さない。
 - (1) 商品であって使用しない軽自動車等
 - (2) 原動機付自転車の販売を業とするものが、車体試験のため使 用する原動機付自転車

<新設>

- 軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該 軽自動車等の所有者に種別割によって課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2 項に規定する者を含まないものとする。
 - 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわ らず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽 自動車等については、これを課さない。

<削除>

(種別割 の課税免除)

- 第75条の2 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割 を 課さない。
 - (1) 商品であって使用しない軽自動車等
 - (2) 原動機付自転車の販売を業とするものが、車体試験のため使 用する原動機付自転車

(軽自動車税のみなす課税)

- 第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有 権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買 主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この 節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動 車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、 買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自 動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課 する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
 - (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税 の範囲)
- 第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本 来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車 税を課さない。
 - (環境性能割の課税標準)
- 第76条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得の ために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところに より算定した金額とする。
 - (環境性能割の税率)
- 第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
 - (1) 法第451条第1項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1
 - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(軽自動車税の税率)

- 第77条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し</u> __、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)

(環境性能割の徴収の方法)

第76条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらな ければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第76条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除 く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長 に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

- 第76条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又 は報告すべき事項について、正当な事由がなく申告又は報告をしな かった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第76条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又 は第84条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限 る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免す る。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割 の税率)

- 第77条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率</u> <u>は、</u>1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)

- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 - ア 軽自動車
 - (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
 - (イ) 三輪のもの 年額 3,900円
 - (ウ) 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

イ (略)

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

- 第78条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
- 2 軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。 (軽自動車税の徴収の方法)
- 第80条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告)
- 第82条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用 者(以下本節 において「軽自動車等の所有者等」という。)は、 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4 様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有 者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並び にその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならな V
- た場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更

- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 - ア 軽自動車
 - (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
 - (イ) 三輪のもの 年額 3,900円
 - (ウ) 四輪以上のもの
 - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

イ (略)

(3) (略)

(種別割 の賦課期日及び納期)

- 第78条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。
- 2 種別割 の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(種別割 の徴収の方法)

第80条 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割 に関する申告又は報告)

- 第82条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用 者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4 の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有 者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並び にその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならな 11
- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があっ 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があっ た場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更 があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は

使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原 動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施 行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならな い。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合について は、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等 でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の 所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告 書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者につい ては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければなら ない。
- 4 第75条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動 4 第76条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動 車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求が あった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲 げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

- 第82条の2 軽自動車等の所有者等又は第75条第2項に規定する軽自動 車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項につ いて、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合において は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべ 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべ き納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(軽自動車税の減免)

- 第84条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち市長において必 | 第84条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるも 要と認める者に対して課する軽自動車税はこれを減免する。
 - (1) 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等
 - (2) その他特に市長において減免の必要を認めた軽自動車等
- 2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期 2 前項の規定により種別割 の減免を受けようとする者は、納期 □

使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原 動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施 行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならな い。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合について は、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等 でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の 所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告 書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者につい ては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければなら ない。
- 車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求が あった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲 げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(種別割 に係る不申告等に関する過料)

- 第82条の2 軽自動車等の所有者等又は第76条第1項に規定する軽自動 車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項につ いて、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合において は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- き納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(種別割 の減免)

のに対しては、種別割 を減免する。

- (1) 公益のため直接専用する 軽自動車等
- (2) その他特に市長において減免の必要を認めた軽自動車等

限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び 次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を 証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。 (1)~(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税を減免を受けた者でその事由が消 3 第1項の規定によって種別割の 減免を受けた者でその事由が消 滅した場合においては、直ちにその旨市長に申告しなければならな

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第84条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等

に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」とい う。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害 者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未 満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車 等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神 障害者(以下「身体障害者等」という。) のために当該身体障害 者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等の みで構成される世帯の者に限る。) のために当該身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護 する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に 限る。)
- (2) (略)
- は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法 律第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷 病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病 者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていな いものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身 体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交 付された療育手帳(以下本項 において「療育手帳」という。)又

限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び 次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を 証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。 (1) \sim (8) (略)

滅した場合においては、直ちにその旨市長に申告しなければならな

(身体障害者等に対する種別割 の減免)

第84条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認め <u>るもの</u>に対しては、種別割 を減免する

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」とい う。) 又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害 者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未 満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車 等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神 障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害 者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等の みで構成される世帯の者に限る。) のために当該身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護 する者が運転するもの (1台に 限る。)
- (2) (略)
- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者 2 前項第1号の規定によって種別割 の減免を受けようとする者 は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法 律第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷 病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病 者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていな いものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身 体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交 付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又

は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号) 第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下 本項 において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交 通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体 障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等 (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護す る者の運転免許証(以下本項 において「運転免許証」という。) を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減 免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければな らない。

 $(1) \sim (6)$ (略)

- は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長 が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合 には、当該書類の提出)をするとともに、第84条第2項各号に掲げ る事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第85条 (略)

2 法第443条若しくは第75条の2又は第75条第3項ただし書の規定に よって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型 特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在 することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、 市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車 又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の 交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付 自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第75条の2又は第75 条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないことと なったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123 号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下 この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交 通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体 **隨害者又は身体隨害者等と生計を一にする者若しくは身体隨害者等** (身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。) を常時介護す る者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減 免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければな らない。

(1)~(6) (略)

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者 3 第1項第2号の規定によって種別割 の減免を受けようとする者 は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長 が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合 には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号 に掲げ る事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割 の減免を受 けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第85条 (略)

2 法第445条若しくは第76条の2又は第75条第3項ただし書の規定に よって種別割 を課することのできない原動機付自転車又は小型 特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在 することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、 市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車 又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の 交付を受けなければならない。種別割 を課されるべき原動機付 自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第76条の2又は第75 条第3項ただし書の規定によって種別割 を課されないことと なったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有 者又は使用者についても、また同様とする。

3~6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機 付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこ ととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有 し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転 車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなった ときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その 標識及び証明書を返納しなければならない。

8 • 9 (略)

附則

第6条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合 4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。

者又は使用者についても、また同様とする。

3~6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機 付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこ ととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有 し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転 車又は小型特殊自動車に対して種別割 が課されることとなった ときは、その事由が発生した目から15日以内に、市長に対し、その 標識及び証明書を返納しなければならない。

8 • 9 (略)

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に 限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条 の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中 「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と 「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定によ り読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限 る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の1とする。
- は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
 - は、4分の3とする。
 - 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分 10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 の2とする。
- 6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分 11 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 の3とする。
- 7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、 分の2とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 (略)

2~5 (略)

第15条の2 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部 | 第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章 の区域内に所在する土地とする。

<新設>

- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 分の2とする。
- 分の3とする。
- 3分の2とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 (略)

2~5 (略)

6 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内 に所在する土地とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦 課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京都 府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものと して市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環 境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、

(軽自動車税 の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する | 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定によ る車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」とい う。) を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後 の年度分の軽自動車税 に係る第77条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関 する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の 16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付 する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の 適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす <u>る。</u>

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4(第3号に係る部 分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とある のは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」とい う。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割に係る第77条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合において、平成28年度分の軽自動車税 に限り、次の表 の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項におい て同じ。) に対する第77条の 規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28 年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合に おいて、平成28年度分の軽自動車税 に限り、次の表の左欄 に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

	-	
第77条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

<u>第</u> 2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる 三輪以上の軽自動車 に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年 4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、平成29年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号 に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソ リン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第77条の 規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日か ら平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、平成29年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

	-	
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のう (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対 する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1 日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合において、平成28年度分の軽自動車税 に限り、次 の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

ち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対 する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5, 200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

現 行 附則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後 段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対し て課する軽自動車税 に係る新条例第77条及び新条例附則第 16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

佐77 夕 佐0日マ	2 000 🖽	2 000 🖽
<u>第77条第2号ア</u>	3, 900円	3,000円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7, 200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16	第77条	亀岡市税条例等の一部を
条の表以外の部		改正する条例(平成26年
<u>分</u>		亀岡市条例第16号。以下
		この条において「平成26
		年改正条例」という。)
		附則第6条の規定により
		読み替えて適用される第
		77条
新条例附則第16	第77条第2号ア	平成26年改正条例附則第
条の表第77条第2		6条の規定により読み替
号アの項		えて <u>適用される第77条第</u>
		<u>2号ア</u>
	3,900円	3,100円

改 正 後(案)

附則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後 段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対し て課する軽自動車税の種別割に係る亀岡市税条例第77条及び附則第 16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
<u>第77条第2号ア</u>	6,900円	5, 500円
<u>(ウ) а</u>	10,800円	7, 200円
第77条第2号ア	3,800円	3,000円
<u>(イ) b</u>	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第77条	亀岡市税条例等の一部を
		改正する条例(平成26年
		亀岡市条例第16号。以下
		この条において「平成26
		年改正条例」という。)
		附則第6条の規定により
		読み替えて適用される第
		77条
附則第16条第1項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第
の表第2号ア(イ)		6条の規定により読み替
<u>の項</u>		えて <u>適用される第77条第</u>
		<u>2</u> 号ア(イ)
	3,900円	3,100円

6,900円	5,500円
10,800円	7,200円
3,800円	3,000円
5,000円	4,000円

附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) a の項	第2号ア (ウ) a	平成26年改正条例附則第 6条の規定により読み替 えて適用される第77条第 2号ア(ウ) a
	6,900円	5, 500円
附則第16条第1項	10,800円 第2号ア(ウ)b	7,200円 平成26年改正条例附則第
の表第2号ア(ウ)		6条の規定により読み替
<u>bの項</u>		<u>えて適用される第77条第</u> <u>2号ア(ウ) b</u>
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

			改立	E 後(案)			
書(法第3 22項及び 告書を除。 92条第1項	ほか <u>新</u> びに第95条 掲げる新条 右欄に掲け 略 項の申告 21条の8第 523項の申 、。)、第	る場合においては、同項が 条例 第19条、第92条 の規定を適用する。この場 を例の規定中同表の中欄に対 る字句とする。 平成27年改正条例附則第 5条第6項の納期限	第4 場合 掲げ	自 其 lo	前項までに規定 [~] 頁及び第5項、第	より市たばこ するもののほ 94条の2並び 長の左欄に <u>掲</u>	税を課する Eか <u></u> 亀岡 に第95条の げる周条で 横に掲げる 略 第 第 第 第	る場合においては、同項から <u>市税条例</u> 第19条、第92条第 の規定を適用する。この場合 <u>例</u> の規定中同表の中欄に掲げ
書又は第1	15条第1項 ごその提出					書又は第11 の申告書で 期限	5条第1項 その提出	
	略						略	

玥 行

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A | 第29条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

$(1)\sim(6)$ (略)

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」と いう。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件 に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げ る要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定す る耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物である
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる 施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(略)
	避難用	(略)
3階	常用	(略)
	避難用	(略)
4階以上の階	常用	1 (略)
		2 (略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に
		規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定す
		る構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建
		築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開
		くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規
		定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他
		有効に排煙することができると認められるものに限る。)
		を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項
		第2号、第3号及び第9号 を満たすものとする。)

改 正 後(案)

(設備の基準)

型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) \sim (6) (略)

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」と いう。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件 に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げ る要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定す る耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物である
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる 施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(略)
	避難用	(略)
3階	常用	(略)
	避難用	(略)
4階以上の階	常用	1 (略)
		2 (略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に 規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定す る構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建 築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限 り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同 条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に 規定する構造を有するものに限る。)を有する付室 変通じて連絡することとし、かつ、同条第3項 第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外 際段

ウ~ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46 条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を 行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設 備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(7) (略)

- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる 施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(略)
	避難用	(略)
3階	常用	(略)
	避難用	(略)
4階以上の階	常用	1 (略)
		2 (略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に 規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定す る構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建 築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限 り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開 くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規 定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他 有効に排煙することができると認められるものに限る。) を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項 第2号、第3号及び第9号 を満たすものとする。)

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外 階段

ウ~ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第44条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第46 条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を 行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設 備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(7) (略)

- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件 に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げ る要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる 施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(略)
	避難用	(略)
3階	常用	(略)
	避難用	(略)
4階以上の階	常用	1 (略)
		2 (略)
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に 規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定す る構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建 築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限 り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同 条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に 規定する構造を有するものに限る。)を有する付室 を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項 第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外 階段

ウ~ク (略)

附則

第1条~第5条 (略)

<新設>

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外 階段

ウ~ク (略)

附則

第1条~第5条 (略)

<u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配</u>置に係る特例)

- 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項 に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学 校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律 第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者 を、保育士とみなすことができる。
- 第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数

を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項 の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前 2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数 (前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第 2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければ

ならない。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年亀岡市条例第22号)新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)								
							別表第1						
	名称			区	或			名称			区	域	
南つつじケ		整備計画区域	(略)	•			南つつじク	丘地区地区	整備計画区域	(略)	·		
日吉台地区	地区整備計	画区域	(略)				日吉台地区	地区整備計	画区域	(略)			
美山台2丁	目地区地区整	E備計画区域	(略)				美山台2丁	目地区地区虫	E備計画区域	(略)			
観音芝地区	地区整備計	画区域	(略)				観音芝地区	地区整備計	画区域	(略)			
曙台4丁目5	地区地区整備	前計画区域	(略)				曙台4丁目:	地区地区整備	請計画区域	(略)			
野条馬場地	区地区整備	計画区域	(略)				野条馬場地	区地区整備	計画区域	(略)			
馬堀駅前地	区地区整備	計画区域	(略)				馬堀駅前地	区地区整備	計画区域	(略)			
	地区整備計		(略)					地区整備計		(略)			
大井町西部	地区地区整	備計画区域	(略)				大井町西部	地区地区整	備計画区域	(略)			
1211 4 1211 1 1 1		整備計画区域	(略)				4		整備計画区域	(略)			
	地区地区整		(略)				大井町南部地区地区整備計画区域 (略)						
篠町篠牧田	地区地区整	備計画区域	(略)				篠町篠牧田地区地区整備計画区域 (略) 篠町篠向谷地区地区整備計画区域 都市計画法第20条第1項の規定により告示						
							<u>中矢田町才域</u>	(ノ溝地区地	区整備計画区	<u>のうち、地</u> <u>都市計画</u> れた南丹都	市計画篠町篠 区整備計画が京 活法第20条第 市計画中矢田 、地区整備計画	定められた 1 項の規定 町才ノ溝地	<u>区域</u> により告示 区地区計画
別表第2							別表第2						
地区整備計		ア		イ	ウ	エ	地区整備計		ア		イ	ウ	エ
画区域の名称	計画地区の 名称	建築してはなら	ない建築物	建築物の敷地面 積の最低限度	建築物の高 さの最高限 度		画区域の名称	計画地区の 名称	建築してはなら	っない建築物	建築物の敷地面 積の最低限度	建築物の高 さの最高限 度	壁面の位置の 限
	•		(略)							(略)			•
							篠町篠向谷 地区地区整 備計画区域	<u>Aゾーン</u>	<u>次の各号に掲げ</u> (1) 住宅 (2) 住宅で事務 他これらに製 ねるもの (3) 共同住宅、 <u>宿</u>	所、店舗その 質する用途を兼	100平方メート ル		

	(5) ボーリング場、スケート
	場、水泳場又は建築基準法
	施行令第130条の6の2に規
	定する運動施設
	(6) カラオケボックスその他
	これに類するもの
	(7) マージャン屋、ぱちんこ
	屋、射的場、勝馬投票券発
	<u>産、州印場、俯向投票券先</u> 売所、場外車券売場その他
	ったが、場が単分の場での世 これらに類するもの
	(8) 劇場、映画館、演芸場又
	は観覧場のような
	(9) キャバレー、料理店、ナ
	イトクラブ、ダンスホール
	その他これらに類するもの
	(10) 店舗、飲食店、展示場 の用途に供する建築物でそ
	の用途に供する部分の床面
	積の合計が1万平方メート
	ルを超えるもの
	(11) 学校 (43) 国神经 (44) (44) (44)
	(12) 図書館、博物館その他
	<u>これらに類するもの</u>
	(13) 病院 (13) 水 かい
	(14) 公衆浴場 (45) at the T
	(15) 診療所
	(16) 自動車教習所 (17) 24 19
	(17) 建築基準法施行令第130
	条の7に規定する規模の畜
	<u>\$</u>
	(18) 風俗営業等の規制及び
	業務の適正化等に関する法
	律第2条第9項に規定する店 合理で表す。日本のでは、1000年の日本
	無型電話異性紹介営業の用
	金に供する建築物
	(19) 葬儀場 (日本標準産業
	分類による葬儀業に供する 747574 かって
	建築物をいう。)
	(20) 犬、猫その他人に飼育
	されていた動物の死体を焼
	却する設備を有する施設、 動物の死化な理療し、薬し
	動物の死体を埋葬し、若し
	くは焼骨を埋蔵する施設、
	動物の焼骨を収蔵する施設
l l	I I

i .				. 1	
		又はこれらを併せ有する施			
		設(専ら自己の利用に供す			
		る目的で設置するものを除			
		<u><.)</u>			
		(21) 廃棄物の処理及び清掃			
		に関する法律第2条第1項に			
		規定する「廃棄物」の分			
		別、保管、収集、運搬、再			
		生、処分等の処理の用途に			
		供する建築物及び工作物			
		(工場その他の建築物に附			
		属するもので、専ら当該建			
		築敷地内の施設において生			
		じた廃棄物の処理を行うも			
		のを除く。)			
	D. / .	VI a fr Ella Ella Parata Manual			
	<u>Bゾーン</u>	次の各号に掲げる建築物			
		(1) 建築基準法別表第2(へ)			
		項に掲げるもの			
		(2) ホテル又は旅館			
		(3) ボーリング場、スケート			
		場、水泳場又は建築基準法			
		施行令第130条の6の2に規			
		定する運動施設			
		(4) カラオケボックスその他			
		これに類するもの			
		(5) マージャン屋、ぱちんこ			
		屋、射的場、勝馬投票券発			
		売所、場外車券売場その他			
		これらに類するもの			
		(6) 自動車教習所			
		(7) 建築基準法施行令第130			
		条の7に規定する規模の畜			
		舎(犬、猫、小鳥等の小動			
		物を飼育・展示・販売して			
		いるペットショップ、ペッ			
		ト美容院、ペットホテル、			
		動物病院・診療所その他こ			
		れらに類するもので畜舎の			
		用途に供するものを除			
		<u><) </u>			
		(8) 風俗営業等の規制及び業			
		務の適正化等に関する法律			
		第2条第9項に規定する店舗			
		型電話異性紹介営業の用途			
] [ı I		I	1 [

	に供する建築物 (9) 葬儀場 (日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。) (10) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋離し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設(専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。) (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物(工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建			
中矢田町才 / 溝地区地区計画	築敷地内の施設において生 じた廃棄物の処理を行うも のを除く。) 次の各号に掲げる建築物以外 の建築物 (1) 専用住宅(建築基準法別 麦第2(い)項第1号に規定す る「住宅」をいう。ただし、 3戸建て以上の長屋を除 く。) (2) 住宅で建築基準法施行令 第130条の3第6号に規定す る学習塾、華道教室、囲碁 教室その他これらに類する 施設、第7号に規定するア トリエ又は工房の用途を兼 ねるもの(3戸建て以上の 長屋を除く。) (3) 巡査派出所、公衆電話所 その他これらに類する建築 基準法施行令第130条の4に 規定する公益上必要な建築	150平方メート ル ただし、2戸 建て長屋の場合 は300平方メー トル	9メートル	1 敷地境界線 からの距離に ついては、1 メートルとする。

	<u>物</u> (4) 集会所その他これらに類 するもの (5) 前各号の建築物に附属す るもの (建築基準法施行令 第130条の5に規定するもの を除く。)	